

徳島県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第五十一号

徳島県公告式条例の一部を改正する条例

徳島県公告式条例（昭和二十五年徳島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「趣旨」を付し、同条中「第十六条」を「第十六条第四項及び第五項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第二条に見出しとして「条例の公布」を付し、同条第一項中「及び規則」及び「又は制定」を削り、同条第二項中「及び規則」を削り、「但し」を「ただし」に、「見易い」を「見やすい」に、「かえる」を「代える」に改め、同項に項番号を付する。

第三条に見出しとして「（知事の定める規則の公布等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

知事の定める規則その他の規程を公布し、又は公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

第三条第二項中「前項の」の下に「規則その他の」を加え、同項に項番号を付する。

第四条を次のように改める。

（県の機関の定める規則の公布等）

第四条 前条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他の県の機関（知事及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則その他の規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第一項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第五条に見出しとして「（規則その他の規程の施行期日）」を付し、同条中「規則又は県」を「知事又は県」に改め、「及び」及び「それぞれ」を削り、「又は規程をもつて」を「その他の規程をもつて」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。